

4 介 第 8 3 1 号
平成24年10月26日

関係事業者団体の長 様

京都府健康福祉部長
(公印省略)

京都府介護・福祉人材確保緊急対策事業費補助金交付要綱の
改正について (通知)

事業所及び団体が実施する福祉人材の育成・定着を図るための事業について、別添のとおり補助金交付要綱が改正されましたので通知します。

つきましては、この要綱に基づき、順次、事業を進めていく予定ですので、本事業の円滑な実施に御理解、御協力をお願いします。

担当課	介護・地域福祉課 振興担当
電 話	075(414)4561
F A X	075(414)4572

京都府告示第621号

京都府介護・福祉人材確保緊急対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年10月26日

京都府知事 山 田 啓 二

京都府介護・福祉人材確保緊急対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府介護・福祉人材確保緊急対策事業費補助金交付要綱（平成21年京都府告示第649号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都府介護・福祉人材育成等システム導入促進事業費補助金交付要綱

第1条中「確保」を「育成」に改める。

第2条第1項を削り、同条第2項中「介護福祉士等養成施設、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う事業所並びに」を削り、「及び」を「又は」に改め、同条中同項を第1項とし、第3項を第2項とする。

第8条中「別表に定める複数事業所連携事業にあつては、ユニット（5以上の事業所で構成された集団をいう。以下同じ。）を代表する」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

補助対象事業	事業の内容	補助対象者	基準額	補助対象経費	補助金額
1 人材育成・定着システム導入支援事業	事業所が取り組む人材育成又は定着に資する事業で次に掲げるもの (1) 職員の人材育成及び定着に資する計画を策定し、その計画に基づき実施する事業 (2) 府が付与する介護・福祉人材の育成に係る認証(以下「認証」という。)の取得に必要な事業	知事が適当と認めた事業所	600千円（法人を異にする事業所と連携して取り組む場合は、1,000千円）	報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金その他知事が必要と認める経費で事業の実施に要するもの	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額の2分の1以内（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）
2 キャリアアップ支援事業	認証の取得を目指す事業所の人材育成又は定着を支援する事業	知事が適当と認めた団体	1日当たり156千円に実施延べ日数を乗じて得た額	報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料その他知事が必要と認める経費で事業の実施に要するもの	

附 則

この告示は、平成24年10月26日から施行し、この告示による改正後の京都府介護・福祉人材育成等システム導入促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成24年度分の補助金から適用する。

京都府介護・福祉人材育成等システム導入促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、事業所及び団体が実施する介護・福祉の人材の育成及び定着を図るための緊急的な事業に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「事業所」とは介護保険法（平成9年法律第123号）又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づくサービスを提供する事業者をいう。
2 この要綱において「団体」とは、介護・福祉サービスの向上を目的として活動する非営利の団体をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、事業の内容、補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、基準額、補助対象経費及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第4条 規則第5条に規定する申請書の様式及び提出期日は、知事が別に定める。

(変更の承認申請)

第5条 規則第9条の規定により知事の承認を受けなければならない変更（軽微な変更を除く。）の申請は、知事が別に定める様式によるものとする。

(実績報告)

第6条 規則第13条に規定する実績報告書は、知事が別に定める様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

(補助金の概算払)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の概算払を受けようとするときは、知事が別に定める様式による請求書を知事に提出するものとする。

(書類の提出先)

第8条 この要綱の規定に基づき知事に提出する書類は、事業所の所在地が京都市以外の市町村にある場合は、その所在地を所管する京都府保健所の長を経由して提出するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年12月25日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、平成22年6月4日から施行し、この告示による改正後の京都府介護・福祉人材確保緊急対策事業費補助金交付要綱の規定は、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、平成24年10月26日から施行し、この告示による改正後の京都府介護・福祉人材育成等システム導入促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成24年度分の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	事業の内容	補助対象者	基準額	補助対象経費	補助金額
1 人材育成・定着システム導入支援事業	事業所が取り組む人材育成又は定着に資する事業で次に掲げるもの (1) 職員の人材育成及び定着に資する計画を策定し、その計画に基づき実施する事業 (2) 府が付与する介護・福祉人材の育成に係る認証（以下「認証」という。）の取得に必要な事業	知事が適当と認めた事業所	600千円（法人を異にする事業所と連携して取り組む場合は、1,000千円）	報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金その他知事が必要と認める経費で事業の実施に要するもの	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額の2分の1以内（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）
2 キャリアアップ支援事業	認証の取得を目指す事業所の人材育成又は定着を支援する事業	知事が適当と認めた団体	1日当たり156千円に実施延べ日数を乗じて得た額	報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料その他知事が必要と認める経費で事業の実施に要するもの	